

自主防災組織について

1. 自主防災組織とは

地域住民の方々が、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の意識や連帯感に基づき、災害による被害を予防し、又は軽減するための活動を行うことを目的として、自主的に結成する組織です。

2. 自主防災組織の役割 (習志野市地域防災計画より)

<平常時>

防災に関する知識の広報・啓発	地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策
地震による災害危険度の把握	土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ
防災訓練	個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練
家庭の安全点検	家具等の転倒・落下防止、火気器具、危険物品・木造建物の点検
防災資機材等の整備	応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備
要配慮者対策	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の把握、支援方法の検討など
他団体と連携した訓練活動の実施	近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練

<災害発生時>

情報の収集及び伝達	地域内の被害状況、災害対策本部からの情報、津波予報及び警報、ライフラインの状況、地域住民に対する避難指示等
出火防止及び初期消火の実施	—
地域内の安否確認の実施	—
救出・救護の実施及び協力	救出活動・救護活動
避難に関する協力	避難誘導、避難所の運営等
給食・給水に対する協力	避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し等
避難住民宅周辺の防犯パトロールの実施	—

3. 自主防災組織代表者の役割

防災活動が意義のある活動となるように、組織としての活動目標の設定や防災訓練、研修会等の活動計画を立て、効率的に組織の運営を行います。

また、地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、各家庭で災害に備え、自主防災組織の活動への積極的な参加を促すことです。

その地域（地区）の核（要）となる人です。

4. 習志野市自主防災組織の現況

自主防災組織数：230組織（令和6年4月現在）

令和5年度は、新たに4組織が結成されました。

5. 地区防災計画とは

阪神淡路大震災(1995)や東日本大震災(2011)の教訓の一つに、『自助・共助の重要性』が深く認識され、平成26年の災害対策基本法の改正により地区防災計画制度が創設されました。

本計画は、地域コミュニティにおける防災活動(共助)を推進するため、各地区の居住者及び事業者(地区居住者等)が自発的に定める計画であり、地区居住者等の意向が強く反映されるボトムアップ型の計画であること、また、地区の特性に応じて自由に決められることが特徴となります。

本市では、その重要性を鑑み、地区防災計画の策定を支援してまいりますので、不明点がある場合には危機管理課(047-453-9211)までご相談ください。

6. その他

自主防災組織の役割における「広報・啓発活動」のうち次の2つについて検討している場合は、危機管理課(047-453-9211)まで御連絡ください。

① 防災に関する勉強会を市に依頼する場合

市では、地域の勉強会に出向いて市政等についてお話しする「まちづくり出前講座(10名以上のグループが対象)」を受け付けています。

各団体での防災講座等を希望の際は、危機管理課までお問い合わせください。

② 地域の防災訓練等で地震体験車を利用する場合

千葉県では、防災意識の高揚及び災害に対する知識の向上を図るべく、地震体験車を保有し、県民の皆さんに地震の体験をしていただいております。

予約については、危機管理課から千葉県へ申請し、抽選により決定いたしますので、地震体験車を利用したい場合は、利用する日の6カ月以上前までに危機管理課(047-453-9211)に御連絡ください。

【地震体験車まもるくん(千葉県保有)】



③ 令和6年度自主防災組織研修会 年間スケジュール

- ➔ 第1回 自主防災組織リーダー研修会 …5月18日(土)
- ➔ 第2回 日本大学生産工学部 防災講座… 9月頃(調整中)
- ➔ 第3回 習志野市総合防災訓練… 11月24日(日)

自主防災組織への各種助成制度等について

① 自主防災組織助成金

自主防災組織が行う防災訓練、防災研修、防災啓発活動等に要した経費や、防災資機材の購入費用等を助成し、地域の自主的な防災体制の整備を支援します。

1. 助成金額(上限額)

(自主防災組織に属する世帯の数×50円)+30,000円 ※上限60,000円

例) 250世帯の場合…250世帯×50円+30,000円=42,500円

- ※ 上記は、防災活動等に要した経費に対して助成するものです。余剰金を次年度への繰越金とすることはできません。
- ※ 当該年度に1回限り申請することができます。
- ※ 前年度に購入した備品は助成対象になりません。

2. 助成金対象経費の一例

■ 対象経費の一例

項目	主な内容
防災訓練経費	炊き出し訓練用食材、訓練備品、保険料 他
防災研修経費	講座受講料、講師等謝金、印刷製本費、消耗品費、交通費 他
防災備蓄品	備蓄食料、保存水、発電機、ブルーシート、毛布、消毒液、マスク、懐中電灯、携帯ラジオ、土のう袋 他
その他	防災啓発チラシ作成費、郵便料金 他

■ 対象とならない経費の一例

- お酒、お惣菜など炊き出し訓練用食材としてふさわしくないもの
- 懇親会飲食費
- 防災関連以外の経費（例. 防犯カメラ設置費用、防火管理者講習費 等）

※ 助成金の対象となるかわからない場合は、購入前に危機管理課に御相談ください。

3. 助成金申請までの流れ(イメージ例)

- ① 自主防災組織で炊き出し訓練を実施（食材費3万円分購入）
 - ② 自主防災組織が管理する防災倉庫内の備品を購入（備蓄水2万円分購入）
- ↓
- ③ 購入時の領収書（レシート）を添付して助成金申請
申請受付期間…令和7年1月6日（月）から令和7年3月31日（月）まで
- ↓
- ④ 危機管理課で内容を審査し、申請から約1ヶ月後に指定口座に助成金振込

注意: 申請書等は、令和6年12月頃に各組織の代表者宛てに郵送します。

② 防火防災訓練災害補償等共催制度について

1. この制度のてん補の対象となる訓練

- (1) 習志野市が主催する防火防災訓練で、地域内の住民を対象としたもの
- (2) 自主防災組織や町会等が主催する防火防災訓練で、事前に「習志野市防火防災訓練実施計画書」（6ページ）を届出し、危機管理課が認めたもの

2. てん補の種類

- (1) 損害賠償に対するてん補
 - ① 損害賠償死亡一時金（5,000万円を限度）
 - ② 損害賠償傷害一時金（等級により500万円～5,000万円を限度）
- (2) 災害補償に対するてん補
 - ① 災害補償死亡一時金（700万円を限度）
 - ② 災害補償後遺障害一時金（等級により70万円～700万円を限度）
 - ③ 入院療養補償（1日3,500円、90日限度）
 - ④ 通院療養補償（1週間以上通院、通院1日2,500円、90日限度） など

3. 訓練で事故が発生した時は？

本制度の補償対象となる場合がありますので、事故発生後、速やかに危機管理課までに御連絡ください。



③ コミュニティ助成事業

コミュニティ助成事業は、一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることができる事業に助成し、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的として実施する事業です。

1. 助成事業の実施主体

習志野市が認める自主防災組織（顕著な活動実績のある自主防災組織等）

2. 助成対象経費

自主防災組織が実施する地域の防災活動に直接必要な設備等の整備に要する経費（30万円から200万円まで）。ただし、建築物及び消耗品は対象外です。

<参考例> AED、ヘルメット、投光器、発電機、訓練用消火器 等

3. 申請(令和7年度事業)について

本事業は、令和7年度事業が対象となるため、令和7年度事業として申請を検討される自主防災組織にあっては、8月上旬までに危機管理課に御相談ください。

なお、一般財団法人自治総合センターの審査により、助成の可否が決定されますので、全ての申請が助成（採択）されるわけではございません。

④ 千葉県地域防災力充実・強化補助金

本市では、自助・共助の取組みをより一層充実させ、地域防災力の向上を図るため、「千葉県地域防災力充実・強化補助金」を活用し、自主防災組織の設立、活動を支援しています。

1. 補助の対象

(1) 自主防災組織の設立促進（限度額20万円）

自主防災組織の新規設立初年度に、防災倉庫、発電機、リヤカー等の防災資機材等を交付します。

(2) 既存自主防災組織の活動促進（限度額2万円）

複数の自主防災組織、町会、自治会等が連合町会、避難所等の単位で連携し、広範囲で行う防災訓練や研修会を実施した際に使用する消耗品を交付します。

2. 注意点

- 複数団体での防災訓練や研修会を予定されている団体は、開催日の概ね2ヵ月前までに危機管理課に御相談ください。
- 皆さんの知人や地域で、自主防災組織の新規設立に関する御相談等があった際は、ぜひ、危機管理課（047-453-9211）に御案内くださるようお願いします。

習志野市防火防災訓練実施計画書

年 月 日

習志野市長 宛て

届出者

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

電話番号 _____

防火防災訓練を次のとおり計画しましたので届け出ます。

自主防災組織名等名称	
訓練日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
実施場所	(住所 : _____)
当日責任者	氏名 : _____ (緊急連絡先 _____)
参加人員	人
主な訓練内容	<input type="checkbox"/> シェイクアウト訓練 <input type="checkbox"/> 安否確認訓練 <input type="checkbox"/> 負傷者救出・搬送訓練 <input type="checkbox"/> 応急救護訓練 <input type="checkbox"/> 情報伝達訓練 <input type="checkbox"/> 避難誘導訓練 <input type="checkbox"/> 避難行動に配慮を要する方への対応訓練 <input type="checkbox"/> 応急給水訓練 <input type="checkbox"/> 炊出し訓練 <input type="checkbox"/> 初期消火訓練 <input type="checkbox"/> その他の訓練 (_____)
備考	

- ・ 計画書は、訓練実施日の前日までに危機管理課に提出してください。
- ・ この訓練に参加した方が当該訓練に起因する事故により、1週間以上通院する傷害を受けた場合は、習志野市が加入している「防火防災訓練災害補償等共済」の補償対象となる場合がありますので、速やかに危機管理課に御連絡ください。

災害情報入手方法等について

① 情報収集への備え

災害時には情報の入手が困難になるため、事前の備えが重要となります。災害情報の入手方法について、防災行政無線のみならず、各種情報伝達サービスの登録や携帯ラジオ等の準備など、自らの環境に応じて必要な情報が得られるよう準備しましょう。

1. 防災行政無線

避難所の開設などの災害情報は、防災行政無線を利用して周知します。しかしながら、防災行政無線の放送は家の中では聞こえませんので放送時には様々な媒体を利用し、情報収集に努めてください。

防災行政無線テレホンサービス：047-452-1300(有料)

なお、放送は、各自主防災組織代表者にお渡ししている戸別受信機又はJ：COMの防災情報サービス(有料)でも聞くことができます。聞き逃した際は、テレホンサービスにより御確認ください。

2. 緊急情報サービス「ならしの」

災害情報や竜巻注意情報等の気象情報、犯罪・防犯に関する情報など、9つのカテゴリの中から必要な項目を選択するだけで、携帯電話(スマートフォン)、パソコン等に緊急情報をリアルタイムに配信します。まだ登録をされていない方は、ぜひ御登録ください。



3. 習志野市公式X(旧ツイッター)

習志野市ではX(エックス)を利用した情報発信をしております。

習志野市公式情報 @Narashino_EI

4. 習志野市公式 LINE

習志野市ではスマートフォンアプリ LINE を用いた情報発信をしております。

令和6年4月時点で8万人以上が登録しております。



5. 習志野市ホームページ

災害発生時や重要な情報発信をする際には、習志野市のホームページを活用した情報発信も行っております。

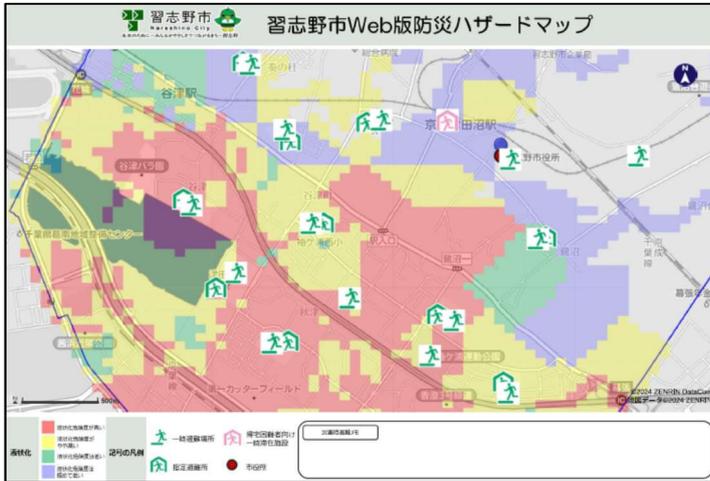
習志野市HP <https://www.city.narashino.lg.jp>

注意：災害時には情報収集が重要となります。正確な情報を確実に入手できるように努めてください。

② Web版防災ハザードマップについて

パソコンやスマートフォン等で、各種災害の被害想定や避難所等の防災施設を確認できる「習志野市Web版防災ハザードマップ」を公開しています。

平常時から自宅及び地域の特性を把握し、災害に備え被害を最小化しましょう。



- 👉 いつでも、どこでもアクセスできる！
- 👉 お好きな地点のハザード情報を確認できる！
- 👉 現在地から避難所までの距離を確認できる！
- 👉 地図と防災豆知識を印刷できる！

1. ハザードマップの種類

- ① 震度分布に関するマップ
- ② 液状化に関するマップ
- ③ 津波に関するマップ
- ④ 洪水に関するハザードマップ
- ⑤ 内水に関するハザードマップ
- ⑥ 高潮に関するハザードマップ
- ⑦ 土砂災害に関するマップ（土砂災害(特別)警戒区域）
- ⑧ 防災施設に関するマップ（避難所、一時避難場所 等）

2. Web版防災ハザードマップを見るには？

方法①

検索サイトで下記のとおり入力

習志野市 防災ハザードマップ



方法②

QRコードを
読み取る



- ① ご覧になりたい災害の種類を選択
- ② 利用条件を確認し、「同意する」を選択
- ③ メニュー内の「住所検索」に住所を入れると、その場所を中心とした地図が表示される。
- ④ 地図内のアイコンを選択すると、施設情報等が表示されます。

③ 警戒レベルを用いた防災情報の発信について

- ※ 状況が急変することもあるため、情報が警戒レベル1→5の順番で発令されるとはかぎりません。
- ※ 防災気象情報は、警戒レベルに相当する情報であるため必ずしも警戒レベルと一致するものではありません。
例) 大雨警報 = 警戒レベル3 高齢者等避難 を発令するものではありません。

〈災害時に発令・発表される防災情報〉 ☆「避難勧告」は廃止されました。(令和3年改正)

危険度	避難情報等			警戒レベルに相当する 防災気象情報	
	警戒レベル	避難情報等	あなたがとるべき行動		
高	習志野市発令	レベル5	緊急安全確保	災害が発生・切迫しており、命が危険な状態です。直ちに身の安全を確保しましょう。	大雨特別警報 氾濫発生情報など
		★警戒レベル4「避難指示」で全員避難			
		レベル4	避難指示★	危険な場所から全員避難しましょう。移動が危険と思われる場合は、近隣や自宅内のなるべく安全な場所へ避難しましょう。	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報など
	レベル3	高齢者等避難	避難に時間のかかる人（高齢者や障がいのある人）とその支援者は、危険な場所から避難しましょう。それ以外の人は避難の準備をしましょう。	大雨警報・洪水警報 氾濫警戒情報など	
低	気象庁発表	レベル2	注意報	避難に備え、避難先や避難経路などを確認しましょう。	大雨・洪水注意報 氾濫注意情報など
		レベル1	早期注意情報	災害への心構えをし、非常持出品を準備したり、情報収集に努めましょう。	

避難所開設【参考イメージ】



地区別活動マニュアルについて

1. 地区別活動マニュアルとは

市域を16の小学校区と奏の杜地区に分割し、習志野市防災アセスメント調査（令和5年3月）の結果を基に、地形状況や予測される災害の状況、地区の規模等を考慮して、地区ごとの「災害特性」と「防災施設の現況」等を整理し、数値や地図等を台帳形式に取りまとめ視覚的に見やすくまとめたもので、平成26年5月に作成した冊子の更新版となります。

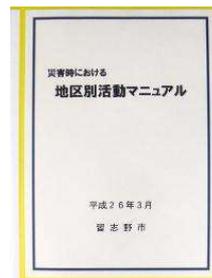
最新版へ更新

新たに洪水想定等を追加

災害を可視化

【マニュアルの構成】

- 序論 災害発生時の各地区における活動の重点ポイント
- 第1編 地区別防災カルテ（地区抜粋）
- 第2編 災害時における要配慮者支援マニュアル
- 第3編 地区対策支部運営マニュアル
- 第4編 避難所運営マニュアル
- 付属 その他の防災関係資料



2. 地区別活動マニュアルの閲覧方法

- (1) 習志野市のホームページで公開
- (2) 連合町会長、自主防災組織の代表者に冊子で配布

地区別活動マニュアル

検索



3. 地区別活動マニュアルの活用

状況把握

・地区の特性や被害見積りについて把握する。

防災対策の把握

・特性を踏まえ、地区で何に重点を置き備え、何が必要なのか把握する。

防災対策の実施

・地区の住民に対策等を周知する。
・特性に応じた備えと、特性に応じた訓練を実施する。

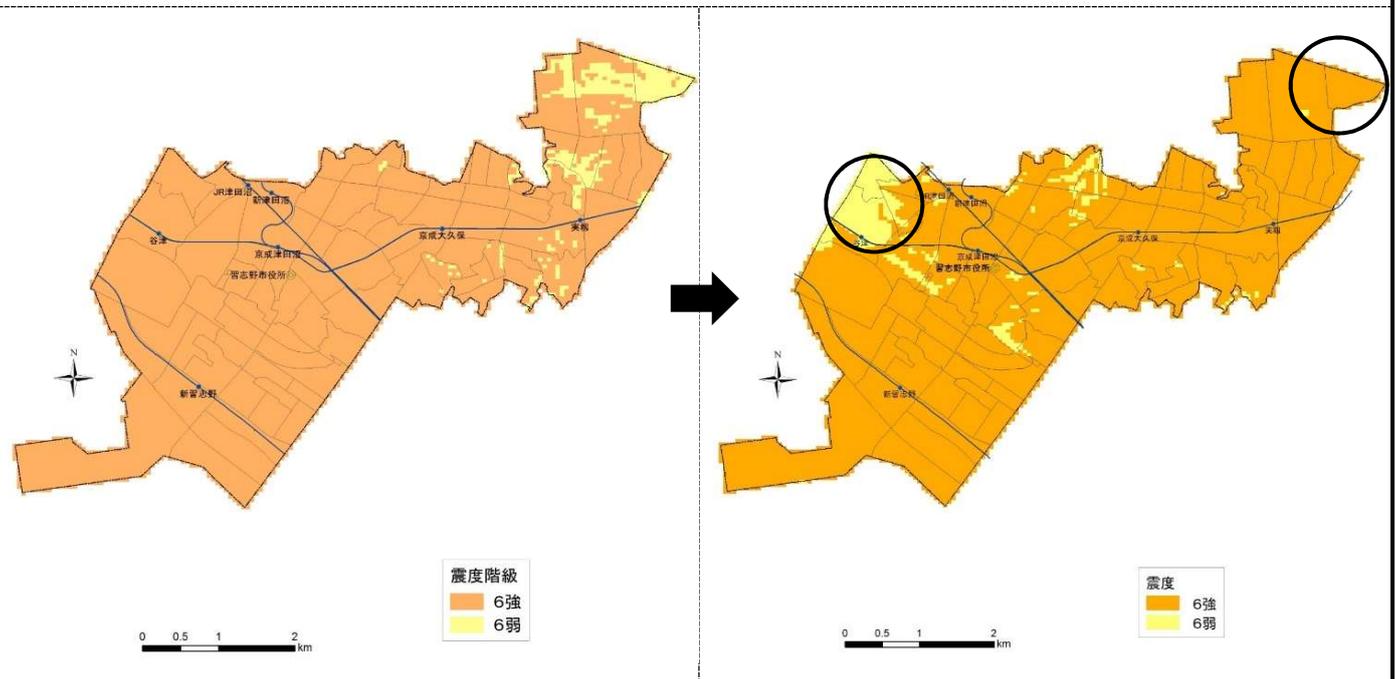
平成 26 年 3 月想定

千葉県地震被害想定調査 (H19) に基づき
習志野市直下地震 (M7.3) を想定

令和 5 年 3 月想定

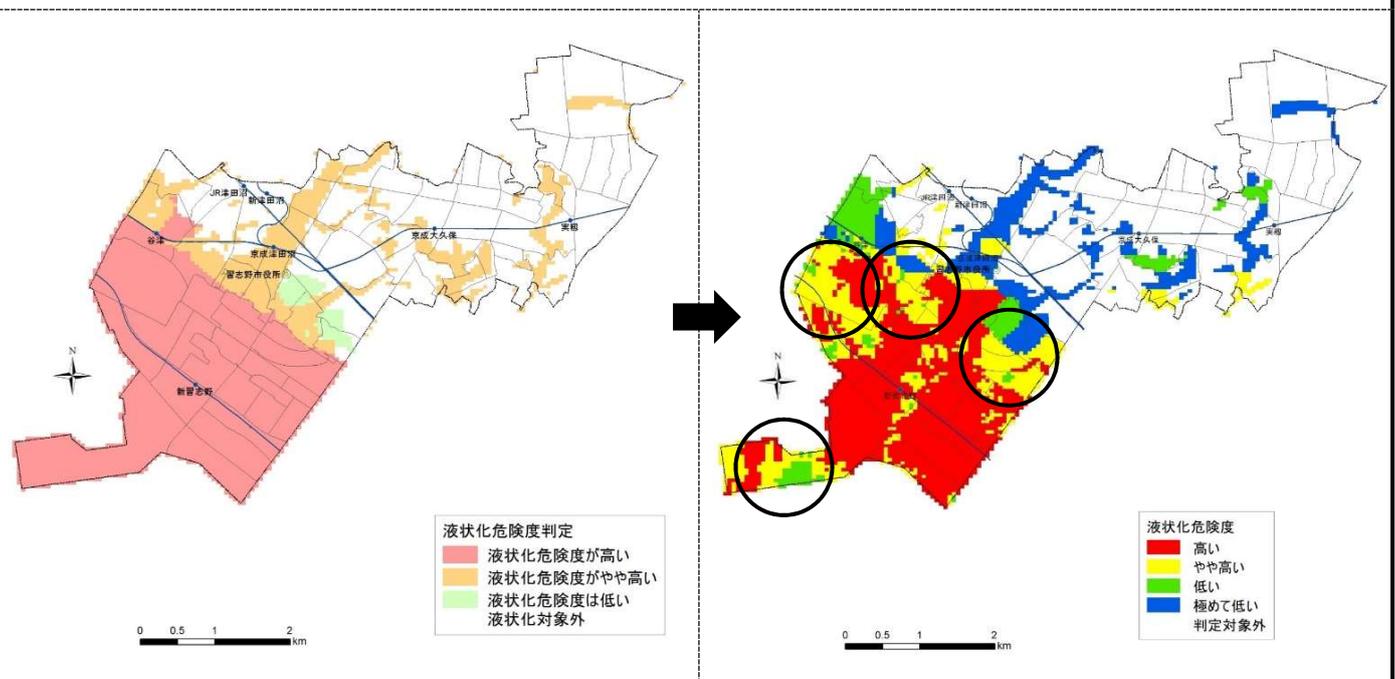
千葉県地震被害想定調査 (H26・27) に基づき
千葉県北西部直下地震 (M7.3) を想定

震度分布



震度 6 弱～6 強に変更はないものの、想定地震の変更（破壊点の相違等）に伴い
 東習志野地区の一部にて 6 弱→6 強 へ
 谷津地区の一部にて 6 強→6 弱 へ 変更点を確認

液状化危険度

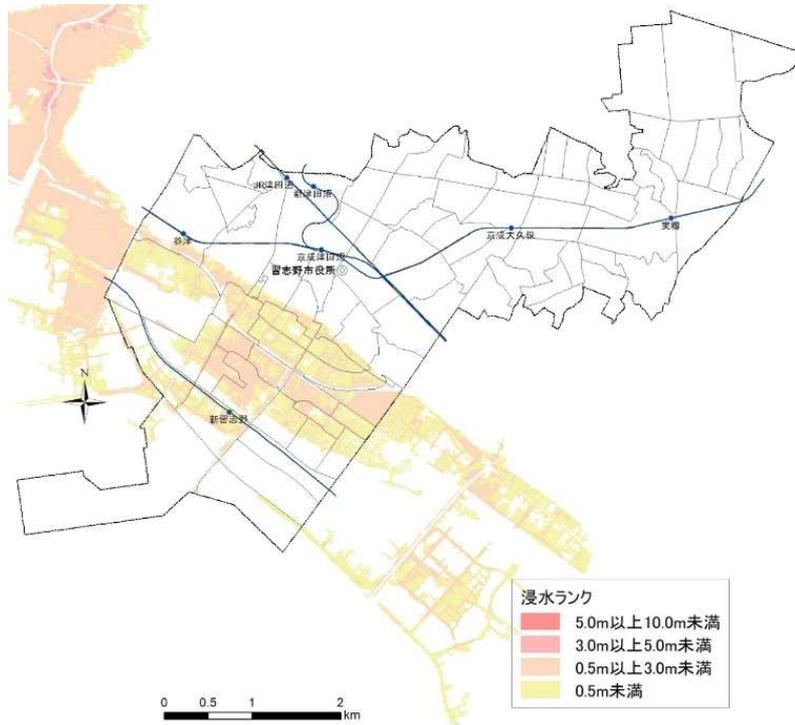


国道 14 号以南の液状化危険度が高いことに変更はないものの、千葉県がより詳細に実施した
 国道 14 号以南のボーリングデータに伴い
 谷津、鷺沼、津田沼、茜浜地区の一部にて 高い→やや高い へ 変更点を確認

令和5年3月 新たに反映

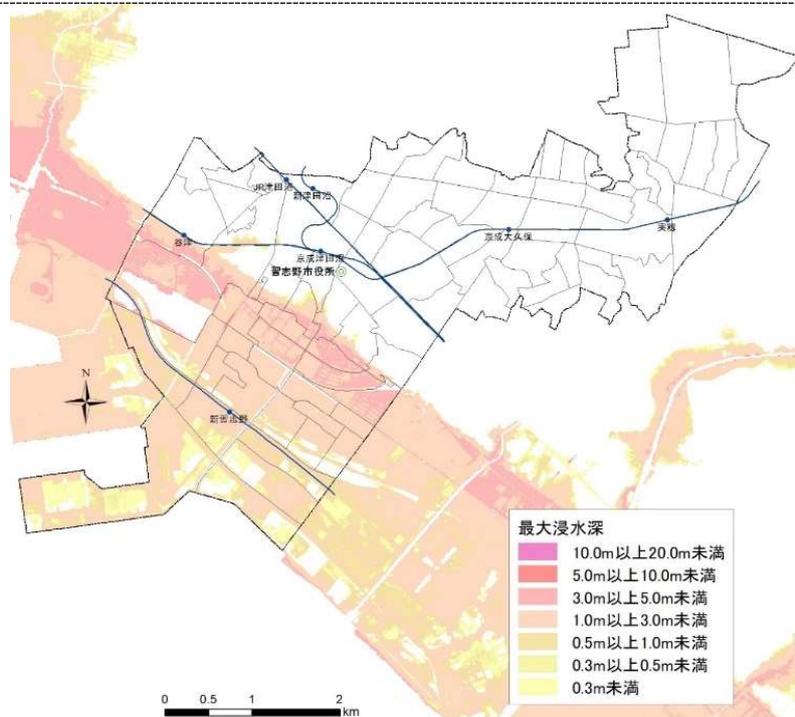
洪水想定 令和元年12月千葉県公表データ（海老川）

令和4年 3月千葉県公表データ（高瀬川、谷津川、菊田川及び支川菊田川、浜田川）



想定し得る最大規模の降雨（発生確率は1/1,000を上回る）によって海老川、高瀬川、谷津川、菊田川及び支川菊田川、浜田川が氾濫した場合に想定される浸水想定区域等を掲載

高潮想定（平成30年11月千葉県公表データ）



過去最大規模の室戸台風級の台風（東京湾周辺を通過する確率は千年から五千年に一回程度）に伴う高潮により氾濫した場合に、想定される浸水想定区域等を掲載

避難所運営マニュアルについて

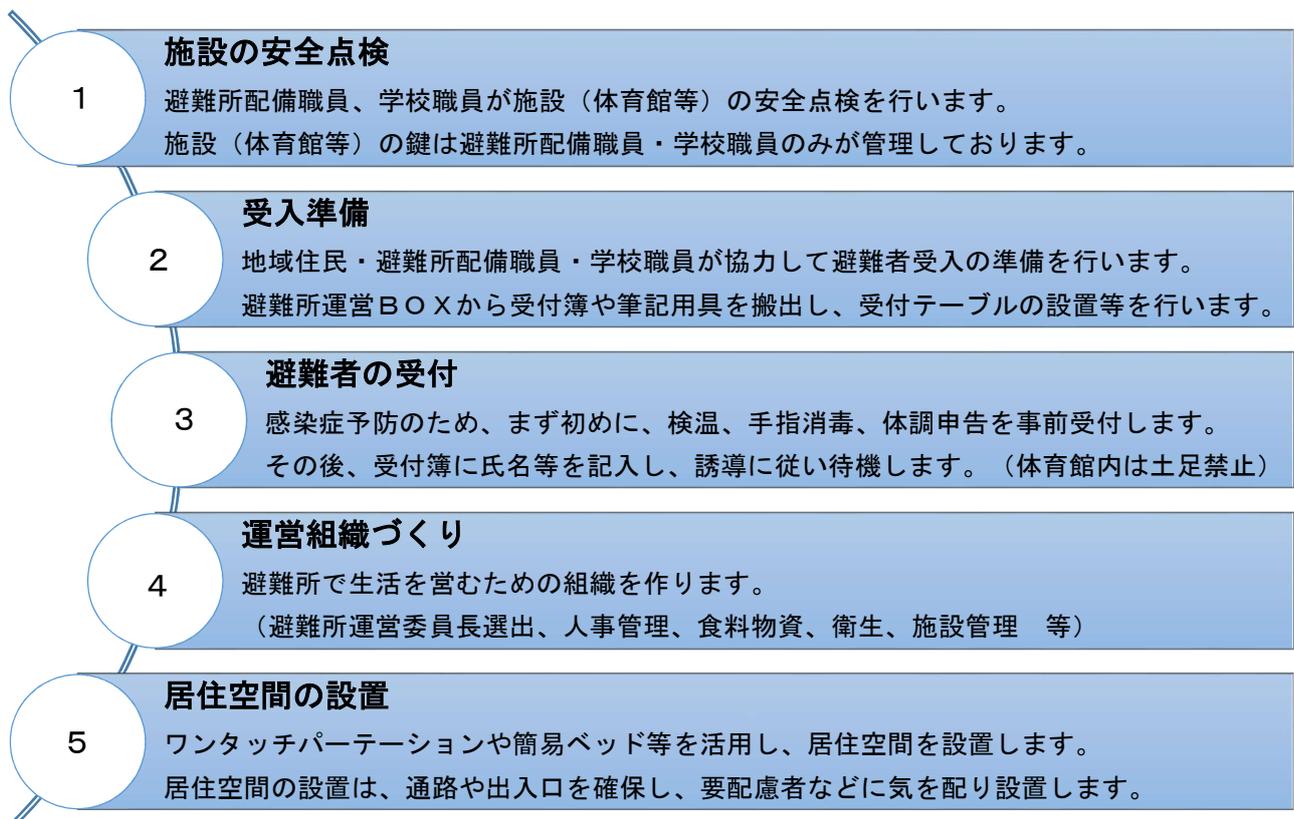
1. 避難所運営マニュアルとは

避難所に関わる人の中で、お互いの役割や動きについて共通認識を図り、避難所での混乱を軽減することを目的として、避難所の開設・運営の基本的な手順について、記載されたもの。

2. 避難所開設・運営の基本的事項

- (1) 避難所の開設・運営は、原則として避難してきた方の自主運営となります。避難所配備職員(市職員)及び学校職員はその支援を行います。
- (2) 避難所配備職員は、情報の統括や必要な支援(物資や食糧の供給等)などを行います。
- (3) 学校職員は施設管理者としての立場から支援を行います。ただし、学校本来の活動も行うため、その点に配慮する必要があります。

3. 避難所開設の流れ



注意:災害により状況は大きく異なります。上述の流れは基本的な動きを示すものであり、臨機応変な対応を妨げるものではありません。

4. 防災倉庫備品一覧

(例) 鷺沼小学校・防災倉庫の主な備蓄品 ※防災倉庫により備蓄品・数量が異なる

No.	備蓄品名	数量	No.	備蓄品名	数量	No.	備蓄品名	数量
1	サバイバルフーズ	1,140 食	11	炊き出し釜(一式)	1 セット	21	災害用トイレ(様式)	3 台
2	アルファ化米 (白飯)	500 食	12	発電機	2 台	22	災害用トイレ処理セット	3200 回分
3	アルファ化米 (わかめご飯)	200 食	13	コードリール	3 台	23	トイレトーパー	100ロール
4	アルファ化米 (塩こんぶ粥)	150 食	14	バッテリー(蓄電池)	1 基	24	オムツ(大人用)	80 枚
5	飲料水(2L)	66 本	15	ソーラーパネル	1 基	25	オムツ(乳児用)	174 枚
6	飲料水(500ml)	240 本	16	ワイヤレスメガホン	1 セット	26	カセット式ガスコンロ	10 台
7	飲料水袋	350 枚	17	感染症対策キット (一式)	1 ケース	27	ガスボンベ	96 本
8	毛布	100 枚	18	使い捨てマスク	2,000 枚	28	クーラーボックス	1 個
9	アルミブランケット	500 枚	19	手指消毒用アルコール	3 本	29	リヤカー	1 台
10	ウェットティッシュ	100パック	20	生理用品	2 箱 (1,440 個)	30	ブルーシート	50 枚

ワンタッチパーテーション、簡易ベッド等については、防災備蓄拠点にて保管しており、災害種別や避難所の長期化など、必要に応じて各避難所へ搬入いたします。



ワンタッチパーテーション



簡易ベッド

令和5年度に導入した備品

- ・LED バルーンライト(防災倉庫 15 カ所に導入)
- ・液体ミルク、粉ミルク、哺乳瓶、離乳食【市庁舎保管】
- ・各種食料品 等

令和6年度に更新予定の備品

- ・LED バルーンライト(防災倉庫 15 カ所に導入)
- ・炊き出し釜まかないくん(防災倉庫 5 カ所に導入)
- ・各種食料品 等



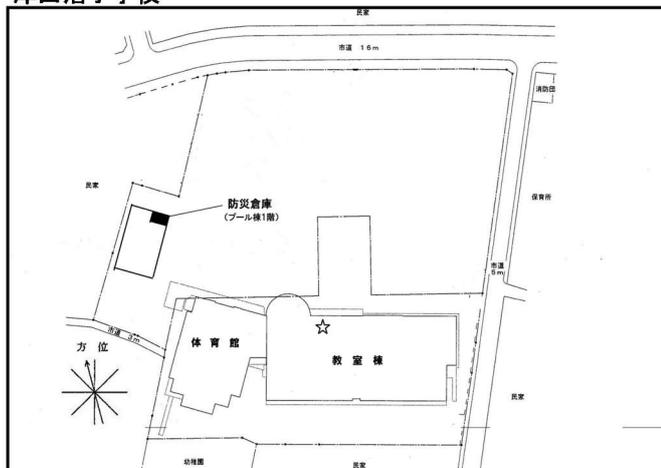
【令和5年度導入】

LED バルーンライト

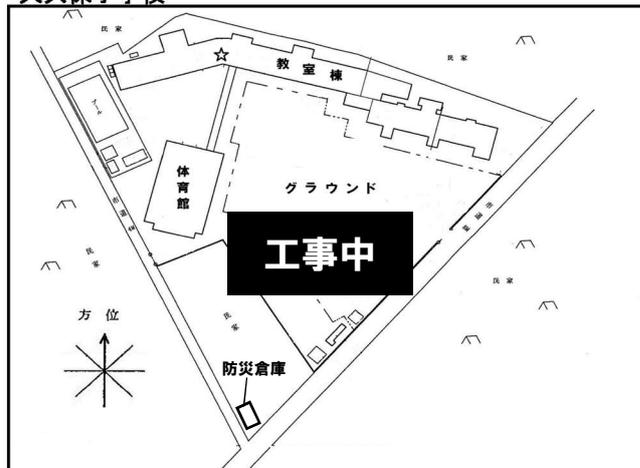
★地域の防災訓練やイベント等の場を活用し、防災資機材を是非使用してください！

5. 防災倉庫位置

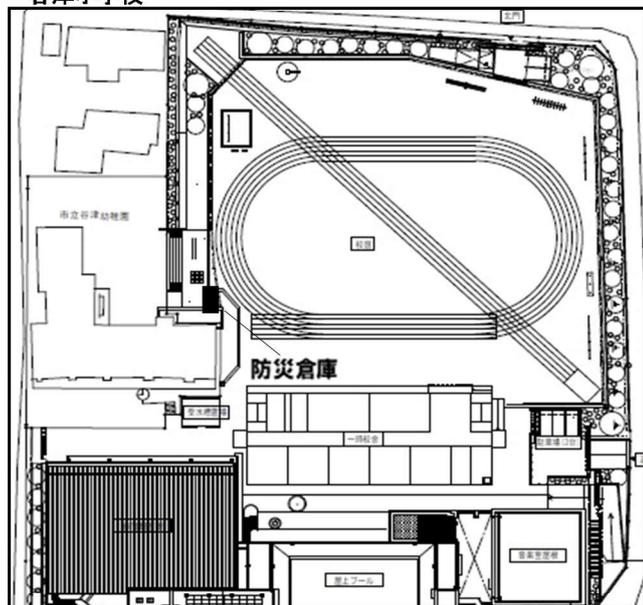
津田沼小学校



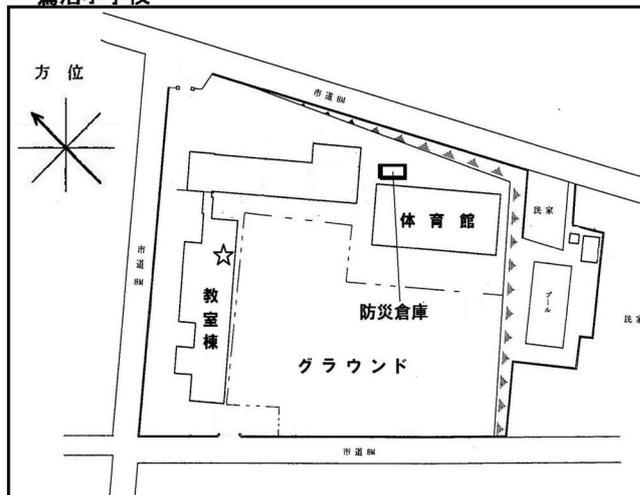
大久保小学校



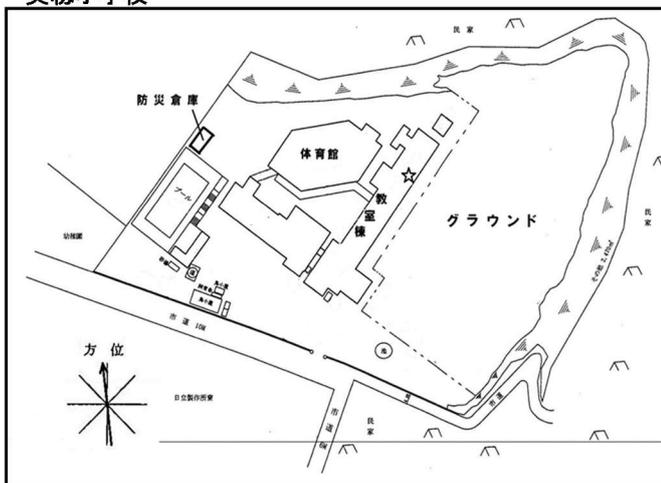
谷津小学校



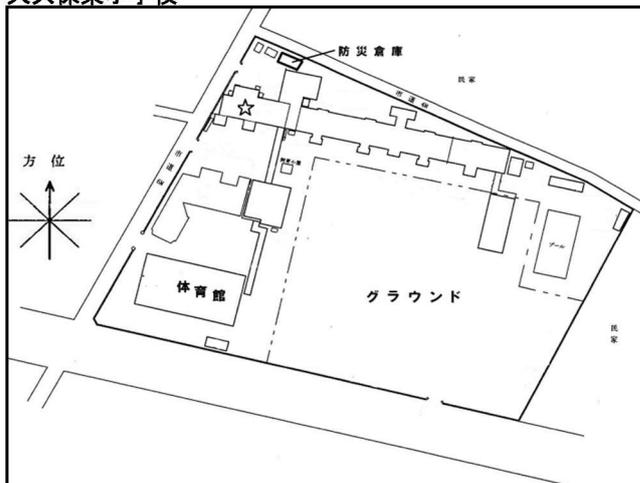
鷺沼小学校



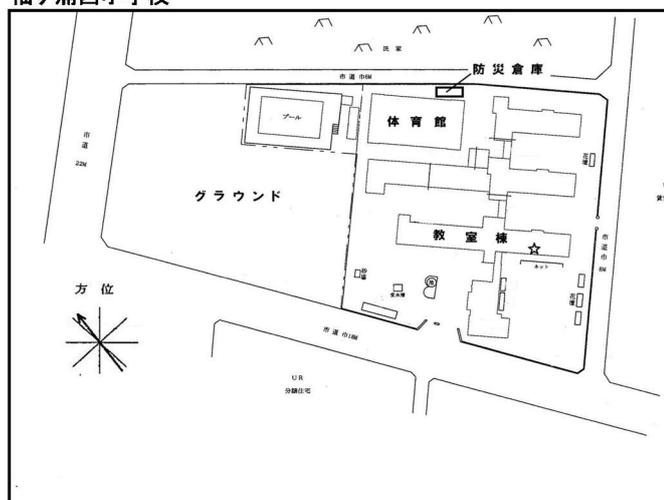
実籾小学校



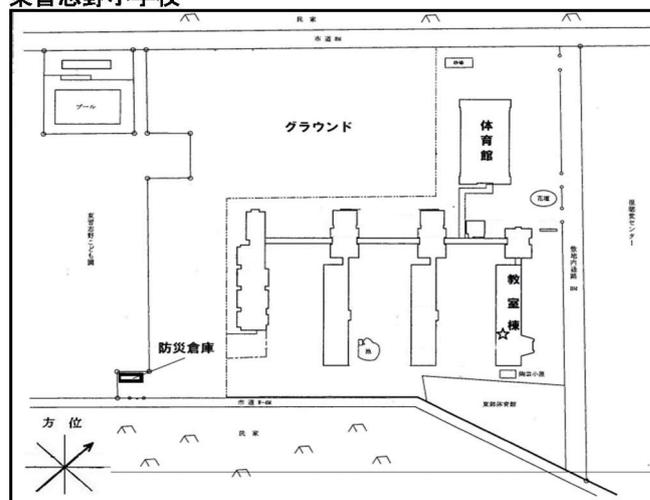
大久保東小学校



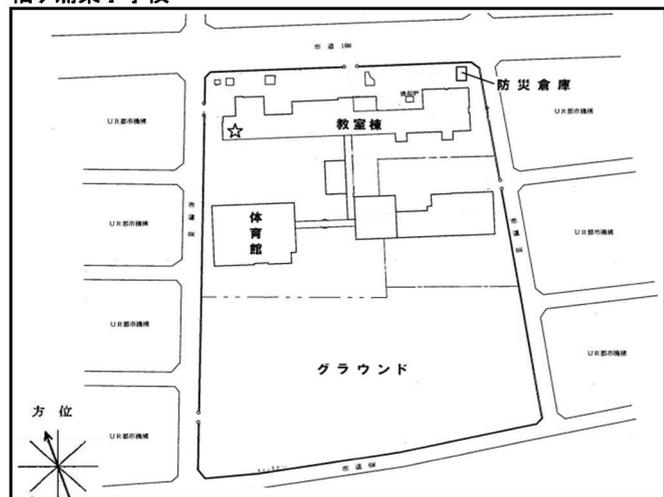
袖ヶ浦西小学校



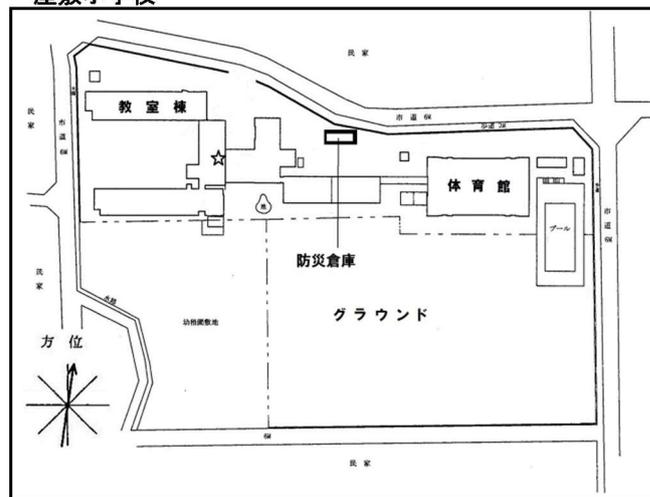
東習志野小学校



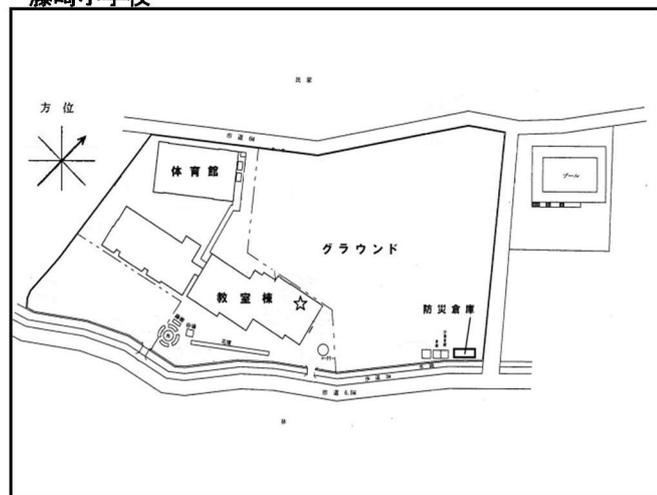
袖ヶ浦東小学校



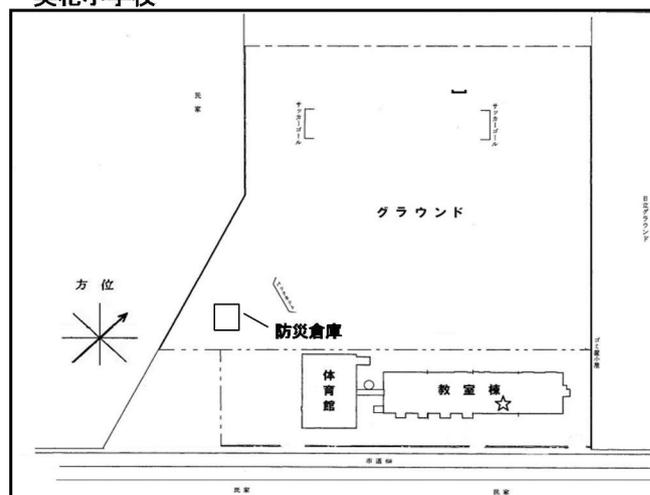
屋敷小学校



藤崎小学校



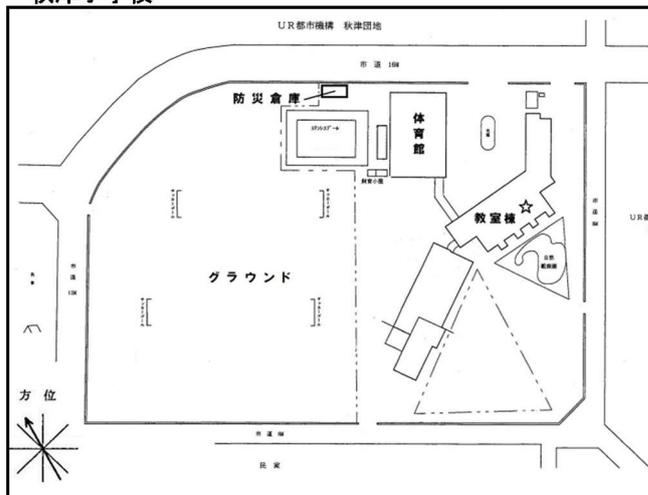
実花小学校



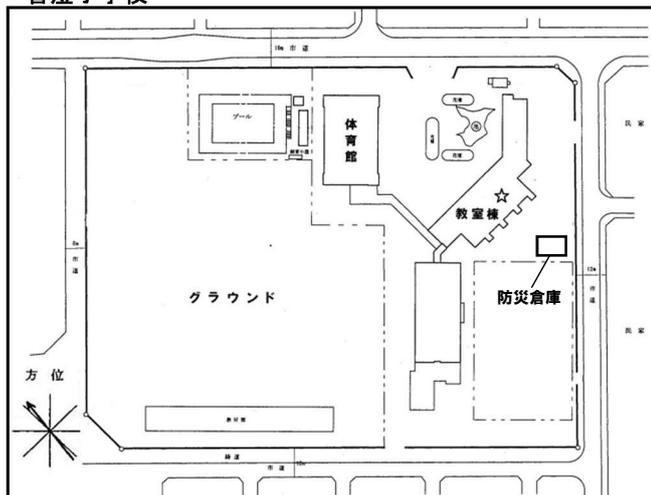
向山小学校



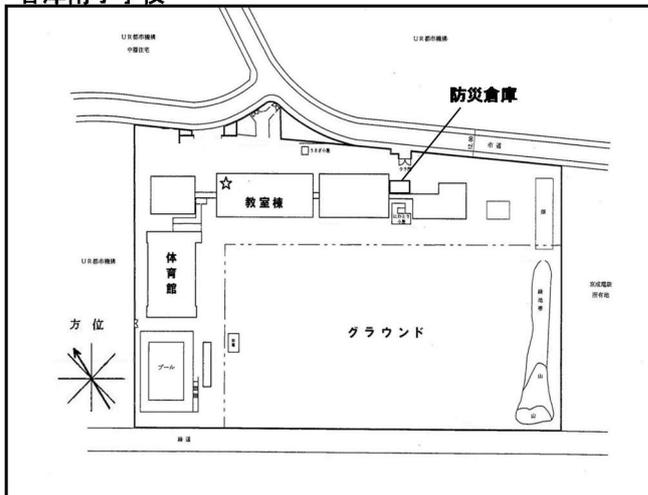
秋津小学校



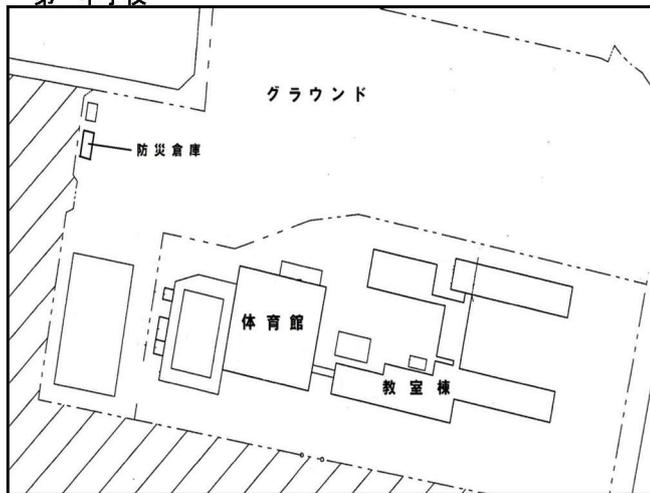
香澄小学校



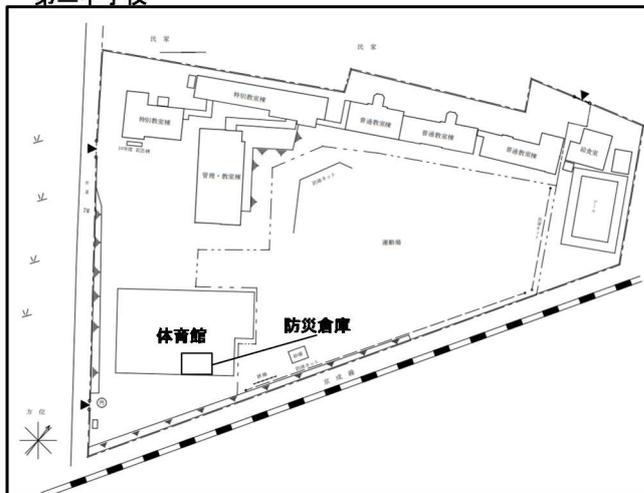
谷津南小学校



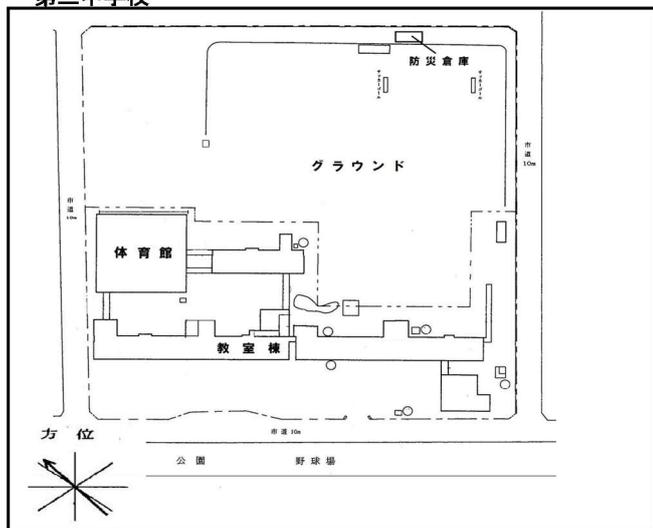
第一中学校



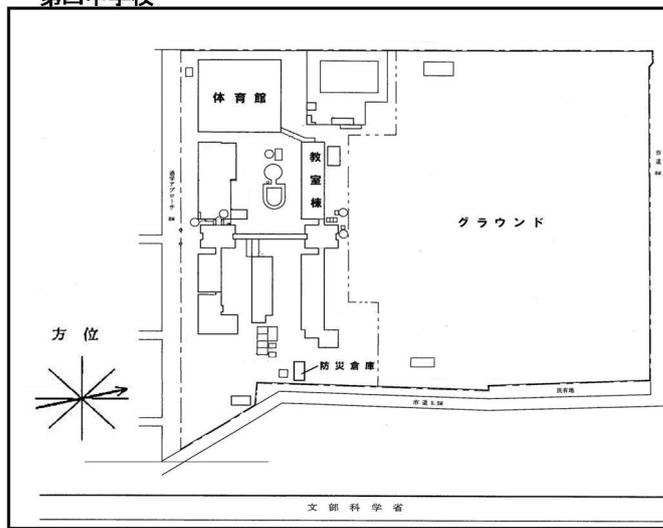
第二中学校



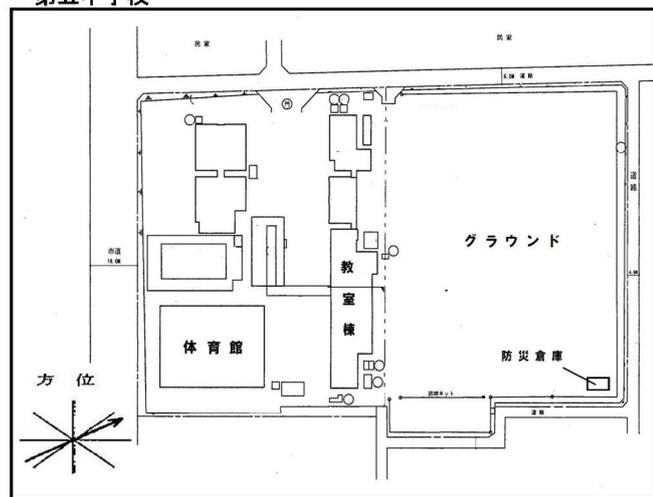
第三中学校



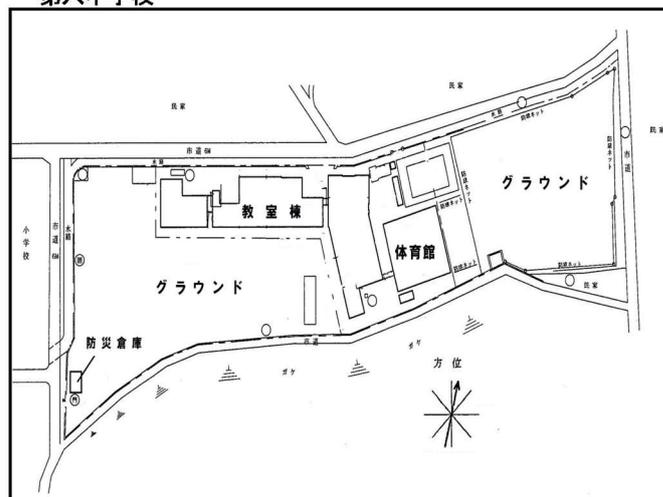
第四中学校



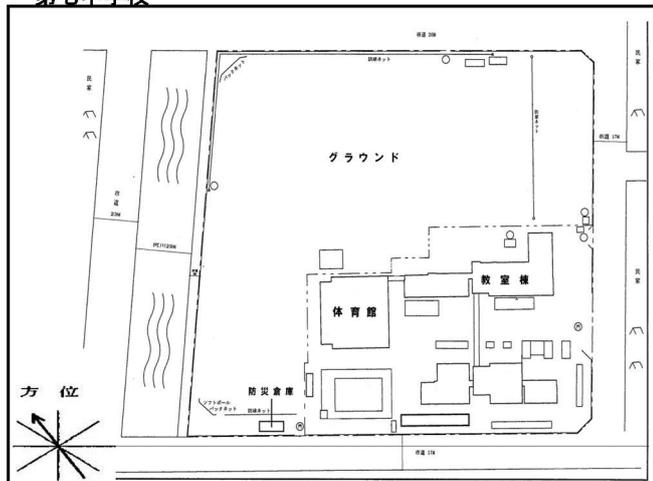
第五中学校



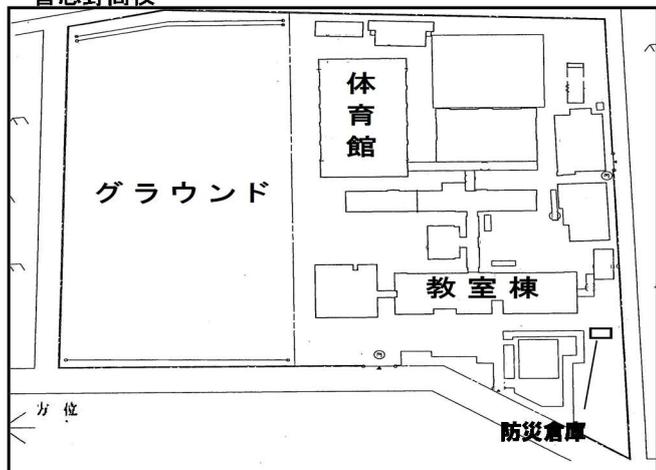
第六中学校



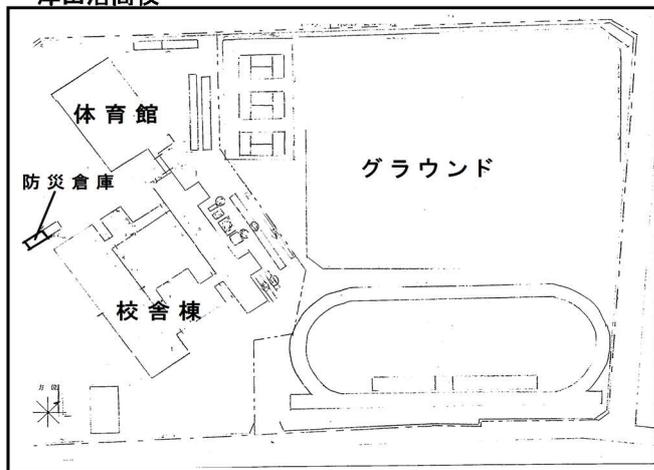
第七中学校



習志野高校



津田沼高校



実籾高等学校





避難所についてのQ & A

Q	避難所とは？
A	地震、台風、火災等の大規模な災害により、家屋の倒壊、水没、焼失等が生じ、自宅での生活に危険が伴う、もしくは自宅での生活を続けることが不可能となった場合に、一定期間、生活をするところです。
Q	習志野市の避難所はどこにあるの？
A	市内の小中学校すべて(23箇所)と、東部体育館、習志野高校、実籾高校、津田沼高校を含めた合計27箇所の体育館を市の避難所としています。集中豪雨や高潮で体育館の浸水が予想される場合は校舎の上層階を避難所に指定しています。
Q	いつ避難所に行けばいいの？
A	①地震発生時 市内で震度5強以上の地震が発生した場合は、災害の規模や被害状況等を考慮して災害対策本部の指示により、必要に応じた場所に避難所を開設します。なお、避難所開設は発災後3～6時間頃が目安となります。 ②大雨や台風等発生時 風水害・土砂災害が予想される場合は、5段階の警戒レベルをもとに避難していただきます。レベル3発令で危険な場所から高齢者等は避難、レベル4発令で危険な場所から全員避難となります。なお、「避難」とは、避難所に行くことだけではなく、自宅に留まり安全を確保する在宅避難や、親族、知人宅、ホテル、旅館等への避難も含まれます。
Q	在宅避難ってなに？
A	災害発生後、水道、電気、ガス等のライフラインが途絶したとしても、住宅の倒壊などの危険がない場合に、ご自宅で生活を続けることです。 避難生活時にかかる心身への負荷を避けることができます。
Q	自宅の建物そのものは無事だが、ライフラインが寸断されてしまった。 この場合も避難所で生活することになるの？
A	ライフラインが寸断されているのは避難所でも同じです。 自宅の建物が無事であれば自宅で生活した方がプライバシーも守られ、身体の負担も少ないと言われており、自宅での避難生活(在宅避難)を基本に考えてください。 このため、日頃より食料、水、常備薬、燃料等の備蓄、家具の転倒防止に努めてください。市では、避難所などで、可能な範囲で応急給水や救援物資の配布を行いますので、必要に応じて避難所まで取りに来てください。

Q 「避難所」は「一時避難場所(いつときひなんばしょ)」とは何が違うの？

A 「避難所」とは、災害により住家が倒壊や延焼等の被害を受け、自宅に住むことができなくなった方が、一定期間、寝泊りをする場所のことをいい、本市では学校の体育館等の27箇所を指定しております。

一方、「一時避難場所(いつときひなんばしょ)」は、地震発生時の大規模火災や落下物等から一時的に身を守るために、逃げ込む屋外の場所のことです。習志野市では、比較的大きな公園や学校のグラウンド等、全47箇所を一時避難場所として指定しています。

Q 避難所は、発災後すぐに開設されるの？

A 台風などの風水害時は、状況に応じて、前もって避難所の開設をしますが、地震発生後の場合は、避難所施設の安全確認や、避難者を受け入れる準備が必要となりますので、即座に避難所を開設することはできません。発災時の時間帯等にも左右されますが、おおむね3～6時間後を想定しています。したがって、発災直後は、体育館の中には入れません。

Q 避難所は、誰が運営するの？

A 避難所は、避難者自身が運営することを基本的としております。ただし、開設の段階においては避難者だけでは難しい場合もあるため、余力のある地域の住民の方や自主防災組織の方々にも、可能な範囲でご協力をお願いいたします。このとき、市職員(避難所配備職員)や学校職員は、避難所の開設や運営の支援に当たります。

Q 防災倉庫の鍵は誰が持っているの？

A 各避難所に設置の防災倉庫の鍵は、① 各学校、② 自主防災組織代表者、③ 避難所配備職員のほか、消防本部や各連合町会長が持っています。

なお、避難所となる体育館の鍵については、① 各学校、② 避難所配備職員が持っており、施設管理の都合上、自主防災組織代表者等にはお渡ししておりません。

令和6年度習志野市総合防災訓練(大地震)^{おおじしん}の開催について

1. 目的

大地震想定による「災害時の行動や活動の習得」と、市民・市役所・関係機関の連携による「自助・共助・公助の確認」及び地域間でのコミュニケーションによる「地域住民間の顔見知り関係の構築」を目的として、昨年度の状況及び最近の震災時の実際を考慮し、全ての避難所において60名以上の参加を目標に避難所開設・運営訓練を実施する。

併せて、避難所となる学校の体育館やグラウンドを使用できる絶好の機会であり、各地区の要望を取り入れた応急救護処置や防災倉庫の資機材の点検と取り扱いなどの個別課目訓練を通じて、より多くの市民に防災を身近に感じていただく。

2. 実施日時

令和6年11月24日(日)午前9時～午後1時(予定)

※雨天決行

※例年の総合防災訓練は、防災の日(9月1日)にあわせて9月に開催していたが、熱中症予防対策等を考慮し、昨年度から11月の開催に変更した。

3. 訓練想定

令和6年11月24日(日)午前9時に千葉県北西部直下を震源とするマグニチュード

7.3の地震が発生し、習志野市では震度6強を観測

4. 訓練内容及び会場

訓練内容		訓練会場
市民 防災力 向上 訓練	① 市民初動訓練 〔シェイクアウト、火災予防措置、 地域での安否確認、被害状況の把握 等〕	各家庭や地域等
	② 地区対策支部運営訓練	市内公立小学校16校の指定場所(校舎内)
	③ 避難所運営訓練	市内公立小・中学校及び公立高等学校25校 ^{※1} の体育館・グラウンド等
	④ 個別課目訓練 〔応急給水訓練、初期消火訓練 等〕	
⑤ 医療本部・応急救護所訓練 〔医療関係者等による訓練〕	第一 ^{※2} ・第二・第七中学校、市庁舎 GF、保健会館、 災害拠点病院(1箇所)、救急告示病院(3箇所)	

※1 第一中学校は長寿命化改修工事のため体育館等が使用できないこと、また、東部体育館は物資拠点としての運用を検討していることから訓練会場として設定しない。

※2 第一中学校の応急救護所訓練について、長寿命化改修工事に伴い、体育館1階ピロティが使用できないため、代替場所での実施が可能か調整中。

5. 個別科目訓練一覧(参考:令和5年度)

NO.	訓練名称	内容	関係機関等
1	応急給水訓練	給水車を用いた応急給水訓練等	千葉県企業局 習志野市企業局
2	応急給水訓練及び 衛星通信装置展開訓練	給水車を用いた応急給水訓練 及び衛星通信装置展開訓練	航空自衛隊中部高射隊
3	初期消火訓練	水消火器等を用いた訓練	習志野市消防本部 習志野市消防団
4	煙体験訓練	スモークマシンを活用した 煙体験訓練	習志野市消防本部
5	応急救護訓練	普通救命講習及び AED 使用訓練等	習志野市消防本部 習志野市消防団
6	応急手当訓練	三角巾等を用いた 傷病者の応急処置訓練	習志野市消防本部 習志野市消防団
7	エコノミークラス症候群 対策訓練	災害時におけるエコノミークラス 症候群対策訓練	習志野市役所健康福祉部
8	防災資機材使用訓練	仮設トイレ組立、発電機等の 使用習熟訓練	配備職員等
9	資機材輸送及び 取扱訓練	千葉県資機材輸送及び 取扱訓練	千葉県葛南地域振興事務所
10	土嚢作製訓練	土嚢を作製及び、活用方法の 習熟訓練	陸上自衛隊第1空挺団
11	炊き出し訓練	炊出資機材を利用した 煮炊き訓練	配備職員等
		炊事車を用いた炊き出し訓練	陸上自衛隊第1空挺団
12	集団避難訓練	避難所から避難所へ集団避難 訓練。車両展示・防災講話含む	習志野警察署
13	「171」体験訓練	災害用伝言ダイヤル「171」の 使用訓練(デモ機による利用方 法体験)	NTT 東日本
14	感震ブレーカー紹介	通電火災防止器具である感震 ブレーカーの啓発 (ブース出展・災害復旧 DVD)	東京電力パワーグリッド
15	ペットの防災対策	ペットの防災対策のパネル展 示・質疑応答 介助犬を用いたペット同行避難 デモンストレーション	京葉地域獣医師会
16	ドローンを活用した 災害時情報収集	ドローンの試験飛行	日本大学生産工学部 陸上自衛隊第1空挺団
17	電源車の展示	車両展示及び概要説明	WOW! TOWN 幕張
18	母子避難訓練	母子避難説明及び、体験訓練 (赤ちゃんの重さを体感する等)	千葉県助産師会

※ 令和6年度習志野市総合防災訓練の訓練項目は現在調整中。

6. 事前説明会日程等

開催日時		開催場所(各時間で2ヶ所同時開催)	
6月22日(土)	10:00~11:30	谷津南小学校	袖ヶ浦東小学校
	14:00~15:30	谷津小学校	袖ヶ浦西小学校
6月29日(土)	10:00~11:30	実花小学校	実籾小学校
	14:00~15:30	東習志野小学校	大久保東小学校
7月 6日(土)	10:00~11:30	大久保小学校	藤崎小学校
	14:00~15:30	屋敷小学校	鷺沼小学校
7月20日(土)	10:00~11:30	津田沼小学校	香澄小学校
	14:00~15:30	向山小学校	秋津小学校
7月27日(土)	10:00~11:30	習志野市庁舎3階会議室(※予備日)	

- (1) 事前説明会は各学校の体育館で実施します。
- (2) お住まいの学区の小学校での説明会に御参加ください。
- (3) 受付は開始時間の20分前より行います。なお、事前申込は不要です。
- (4) 駐車場はありませんので、公共交通機関を御利用ください。
- (5) 小学校会場での説明会に都合の付かない方は、7月27日(土)に行われる習志野市庁舎の説明会に御参加ください。

訓練の詳細については、6月下旬~7月下旬に開催される事前説明会及び広報習志野(9/15、11/15)やホームページ等でお知らせします。

災害時協力井戸登録制度について

1. 災害時協力井戸登録制度とは

地震等大規模な災害が発生した場合には、水道が断水し、水が確保できないなど、不便な生活が予想されます。

このような場合に備えて、市民や企業の皆様が所有されている井戸を「災害時協力井戸」として登録をお願いし、災害時に地域の皆さんに生活用水（飲料用水ではありません。）として井戸水を提供していただくとするものです。

2. 災害時協力井戸の要件

- ① 市内に所在する電動式、手動式又は電動式手動式併用のポンプ井戸であること。
- ② 現に使用しており、今後も引き続き使用を予定しているものであること。
- ③ 当該井戸の所有者及び管理者が継続的かつ適正に管理していること。
- ④ 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- ⑤ 洗面、洗濯、トイレの洗浄等生活用水として使用できる水質であること。
- ⑥ 災害時協力井戸の所在地及び所有者等の氏名を町会、自治会及び自主防災組織に情報提供することについて所有者等が同意していること。
- ⑦ 本市のホームページ、広報紙、ハザードマップ等に災害時協力井戸の所在地及び所有者等の氏名を掲載することについて所有者等が同意していること。
- ⑧ 災害時協力井戸が所在する旨の標識を家屋の門扉等認識しやすい場所に表示することについて所有者等が同意していること。

3. その他

共助の精神に基づくものですので、市からの補助金はありません。

また、生活用水としての利用を原則としますので、市が水質検査を行うことはありません。

注意：新たに井戸を掘るものではなく、既存の井戸を活用する制度です。